

導水管路耐震化（二重化）事業

募集要項

令和5年9月

津軽広域水道企業団

【募集要項】

目次

第1章 募集要項の位置づけ	1
第2章 一般事項	1
2.1 本事業の概要	1
2.2 対象施設	2
2.3 業務範囲	2
2.4 事業期間	3
2.5 見積上限価格	3
2.6 遵守すべき法制度等	4
2.7 事業実施状況のモニタリング	6
第3章 プロポーザル応募の手続等	7
3.1 募集等のスケジュール	7
3.2 応募者の構成	7
3.3 事業スキーム	8
3.4 プロポーザル応募に関する手続	9
3.5 プロポーザル応募に関する留意事項	11
3.6 担当窓口	12
第4章 応募者の備えるべき応募資格要件	13
4.1 応募者に共通する資格条件	13
4.2 設計企業の資格条件	13
4.3 管材企業（代表企業）の資格条件	14
4.4 地元建設企業の資格条件	14
4.5 応募者の制限	14
4.6 協力企業のうち地元管工事企業の資格条件	15
4.7 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い	15
第5章 プロポーザル応募時の提出書類	16
5.1 応募資格審査書類	16
5.2 提案書類	17
第6章 事業者の選定方法	18
6.1 応募資格の審査	18
6.2 提案書類の確認	18
6.3 提案価格・基礎審査	18
6.4 審査委員会	18
6.5 プレゼンテーションの実施	18
6.6 提案内容の審査	19
6.7 最優秀提案者等の選定	19
6.8 優先交渉権者の決定	19
6.9 審査結果の通知及び公表	19

第7章 企業団と事業者の責任分担	20
7.1 基本的考え方	20
7.2 予想されるリスクと責任分担	20
第8章 契約に関する事項	23
8.1 契約手続き	23
8.2 契約の枠組み	23
8.3 契約保証金	23
第9章 対価の支払い	24
9.1 費用の構成	24
9.2 費用の調達	24
9.3 費用の支払方法	24
9.4 物価変動による設計及び工事費の変更	24
9.5 プロフィットシェア	25

第1章 募集要項の位置づけ

導水管路耐震化（二重化）事業募集要項（以下、「募集要項」という。）は、津軽広域水道企業団（以下、「企業団」という。）が「導水管路耐震化（二重化）事業」（以下、「本事業」という。）を設計・施工一括発注方式（DB方式）により実施し、公募型プロポーザル方式を用いて募集及び選定する際、プロポーザル応募者（以下、「応募者」という。）を対象に交付するものである。なお、募集要項と実施方針に相違がある場合は、募集要項に規定する内容を優先する。

また、以下の文書は募集要項と一体のものである。

- (1) 要求水準書
- (2) 事業者選定基準
- (3) 提出書類作成要領及び様式集
- (4) 基本協定書（案）
- (5) 設計委託契約書（案）
- (6) 工事請負契約書（案）

第2章 一般事項

2.1 本事業の概要

(1) 事業の目的

本事業は、平成31年3月に策定した「津軽広域水道用水供給事業ビジョン」に掲げる『管路の耐震化とバックアップ機能強化』を実現するための施策であり、現在単線である導水管の二重化を図りバックアップ機能を構築することを目的とする。

(2) 事業名称

導水管路耐震化（二重化）事業

(3) 事業場所

取水バルブ室（青森県黒石市大字板留字大川添40）から
総合浄水場（青森県黒石市大字石名坂字姥懐2番地）まで

(4) 管理者名

津軽広域水道企業団 企業長 櫻田 宏

(5) 事業方式

本事業の発注方式は、設計及び施工を一括して事業者委ねる設計・施工一括発注方式（DB方式）とする。なお、設計及び施工に必要な資金については企業団が調達する。

(6) 事業者選定方式

本事業は、本対象路線に関する設計及び施工に係る技術提案を公募し、応募者の新技術などの活用、創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められたものを特定する「公募型プロポーザル方式」で実施する。

2.2 対象施設

(1) 施設概要

本事業の対象施設の概要は、表 2-1 に示すとおりとする。計画布設ルート図を別紙 1 に示す。

表 2-1 対象施設の概要

工区	仕様・規模等	備考
1 工区	開削工-市道 N 3 DIP-NS $\phi 800$ 36.0m	床排水ポンプ 及び電源等含
	開削工-市道 N 3 DIP-NS $\phi 900$ 840.0m	
	開削工-市道 N 4 DIP-NS $\phi 900$ 1172.8m	
	水管橋 STPY400 $\phi 900$ 31.0m	
	不断水分岐 $\phi 800 \times \phi 800$ 1 箇所	
	不断水仕切弁挿入 $\phi 1100$ 1 箇所	
	流量計室 1 箇所	
流量計 (超音波方式) 1 箇所		
2 工区	開削工-市道 N 4 DIP-NS $\phi 900$ 248.0m	
	開削工-国道車道 DIP-NS $\phi 900$ 178.0m	
	開削工-国道歩道 DIP-NS $\phi 900$ 1126.0m	
	推進工 DIP-PN $\phi 900$ 1 箇所	
3 工区	開削工-国道車道 DIP-NS $\phi 900$ 79.9m	
	開削工-国道歩道 DIP-NS $\phi 900$ 2051.9m	
	推進工 DIP-PN $\phi 900$ 2 箇所	
4 工区	開削工-市道 N 4 DIP-NS $\phi 900$ 974.8m	
	不断水分岐 $\phi 1100 \times \phi 900$ 1 箇所	
	不断水仕切弁挿入 $\phi 1100$ 1 箇所	

※数量は基本設計段階における概算値であり、本事業で実施する設計・工事業務において確定する。

(2) 管路の起終点

1) 起点接続部

起点は、取水バルブ室のバイパス管とする。不断水分岐は $\phi 800 \times \phi 800$ とする。また、既設管との切り替えのために、取水バルブ室下流側 $\phi 1100$ 本管上に不断水仕切弁挿入 $\phi 1100$ を設置する。

2) 終点接続部

終点は、総合浄水場の車庫の裏側に埋設されている導水管とする。不断水分岐は $\phi 1100 \times \phi 900$ とする。また、既設管との切り替えのために、既設管との接続点上流側 $\phi 1100$ 本管上に不断水仕切弁挿入 $\phi 1100$ を設置する。なお、管に発生する不平均力に対応する措置も含むものとする。

3) 付帯設備部

管路の通水、洗管並びに維持管理上必要な排水設備や仕切弁を設けるものとする。

2.3 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計及び施工であり、その概要は表 2-2 に示すとおりである。また、対象路線の詳細は貸与する資料を参照すること。

表 2-2 事業者が行う業務範囲の概要

区 分	業 務	備 考
調 査	測量調査	設計及び施工に必要な部分の測量調査
	地質調査	設計及び施工に必要な部分の地質調査
	埋設物調査	設計及び施工に必要な部分の埋設物調査
	試掘調査	設計及び施工に必要な部分の試掘調査
	上記に伴う各種申請	調査に必要な各種申請書の作成を行う。
設 計	詳細設計業務	調査業務の結果や基本設計業務の成果等を参考に、必要に応じて提案内容を見直し、対象施設の 詳細設計を行い事業費の算出を行う。また、設計 図書の作成を行う。
	設計に伴う各種申請等の補助業務	各種申請等の手続きに必要な関係機関との協議、 書類作成等を行い、申請等に係る企業団の補助を 行う。
工 事	工事業務	表 2-1 に示す対象施設の工事及び工事現場管 理を行う。
	工事に伴う各種許認可等の申請業務	各種許認可等の手続きに必要な関係機関との協 議、書類作成等を行い、申請して許可を受ける。 なお、申請に必要な証紙等の費用は事業者の負担 とする。
	家屋調査業務	設計時に建設工事に伴う調査の必要性が認めら れた場合は協議の上、事前及び事後調査を行う。
	出来高積算業務	工事の出来高積算に係る資料の作成を行う。

2.4 事業期間

令和 13 年 3 月 31 日まで

※ただし、詳細設計業務は令和 9 年 3 月 31 日までに完了すること

2.5 見積上限価格

本事業の見積上限価格は次のとおりとする。

金	5,278,416,000 円
	(うち、消費税及び地方消費税額 479,856,000 円)
工事費	5,190,977,000 円
	(うち、消費税及び地方消費税額 471,907,000 円)
委託費	87,439,000 円
	(うち、消費税及び地方消費税額 7,949,000 円)

2.6 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

(1) 関係法令

- ・ 水道法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 環境基本法
- ・ 河川法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等新ガイドライン
- ・ 電気事業法
- ・ 電気用品安全法
- ・ 電気関係報告規則
- ・ 電力設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 電気工事士法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 有線電気通信法
- ・ 公衆電気通信法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 特定化学物質等障害予防規則
- ・ 津軽広域水道企業団情報公開条例
- ・ その他関係する法令、条例、規則等

(2) 基準、仕様等

1) 共通（全て最新版とする）

- ・ 水道施設設計指針（日本水道協会）
- ・ 水道維持管理指針（日本水道協会）
- ・ 水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- ・ 水理公式集（土木学会）
- ・ コンクリート標準示方書（土木学会）
- ・ 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- ・ 水道施設設計業務委託標準仕様書（日本水道協会）
- ・ 水道工事標準仕様書（日本水道協会）
- ・ 水道用バルブハンドブック（日本水道協会）
- ・ 土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）
- ・ 土木工事共通特記仕様書（青森県県土整備部）

- ・ 施工管理基準・出来形管理基準・品質管理基準・写真管理基準（青森県県土整備部）
- ・ 共通仕様書（参考資料）（青森県県土整備部）
- ・ 設計業務等共通仕様書（青森県県土整備部）
- ・ 測量業務共通仕様書（青森県県土整備部）
- ・ 地質・土質調査共通仕様書（青森県県土整備部）
- ・ 現場技術業務委託共通仕様書（青森県県土整備部）
- ・ 日本工業規格（JIS）
- ・ 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- ・ 土木製図基準（土木学会）
- ・ 電気設備工事監理指針（一般社団法人 公共建築協会）
- ・ 機械設備工事監理指針（一般社団法人 公共建築協会）
- ・ 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修土木構造物設計ガイドライン（全日本建設技術協会）
- ・ その他関係する規格、基準、要領、指針等

2) 推進工法、水管橋工事（全て最新版とする）

- ・ 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- ・ トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- ・ 道路橋示方書（日本道路協会）
- ・ 道路橋示方書（耐震設計編）（日本道路協会）
- ・ 道路橋示方書（下部構造編）（日本道路協会）
- ・ 杭基礎施工便覧（日本道路協会）
- ・ 杭基礎設計便覧（日本道路協会）
- ・ 道路技術基準通達集（国土交通省）
- ・ 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- ・ 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
- ・ 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
- ・ 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- ・ 共同溝設計指針（日本道路協会）
- ・ 水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）
- ・ 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- ・ 近接工事設計施工マニュアル（JR東日本）
- ・ 水管橋設計基準（日本水道鋼管協会）
- ・ 水管橋設計基準（耐震設計編）（日本水道鋼管協会）
- ・ 水管橋外面防食基準（日本水道鋼管協会）
- ・ 改定解説・河川管理施設等構造令（日本河川協会）
- ・ 工作物設置許可基準（国土交通省）
- ・ 許可工作物技術審査の手引きについて（国土交通省）
- ・ その他関係する規格、基準、要領、指針等

(3) 積算基準

- ・ 水道施設整備費に係る歩掛表（厚生労働省）
- ・ 土木工事標準積算基準書（国土交通省）

- ・ 下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）
- ・ 下水道用設計積算要領（日本下水道協会）
- ・ 推進工法用設計積算要領（日本推進技術協会）
- ・ 工業用水道工事設計標準歩掛表（日本工業用水協会）
- ・ 土木工事数量算出要領（案）（東北地方整備局）
- ・ 土木工事標準積算基準書（共通編）（青森県県土整備部）
- ・ 土木工事標準積算基準書（河川・道路編）（青森県県土整備部）
- ・ その他関係する積算基準等

2.7 事業実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの目的

企業団は、事業者による設計及び施工が要求水準書等に定める要件及び提案書類等に示した内容を満たしていることを確認するために、本事業のモニタリングを行う。

(2) モニタリングの実施者

企業団は、モニタリングの実施を第三者（モニタリング業務受注者）に委託することができる。

(3) モニタリングの時期

本事業のモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時の各段階において実施する。また、設計及び施工の進捗状況について、企業団に定期的に報告し、確認を受けなければならない。

なお、企業団は必要に応じて、事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができる。

(4) モニタリングの方法

モニタリング方法については、企業団が定めた方法に従ってモニタリングを行い、事業者が提出する資料に基づき評価を行う。

(5) モニタリングの結果

モニタリングにより、設計及び施工の実施状況が「設計委託契約書」「工事請負契約書」及び「要求水準書」等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、企業団は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。

第3章 プロポーザル応募の手続等

3.1 募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、表 3-1 のとおりである。

表 3-1 事業者の募集及び選定のスケジュール

実施内容	年月
実施方針及び要求水準書（案）の公表	令和5年7月10日
資料貸与	令和5年7月11～28日
現場見学会	令和5年7月24～28日
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付（締切）	令和5年8月4日
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問への回答の公表	令和5年8月31日
募集要項等（募集要項、要求水準書、事業者選定基準、提案書類作成要領及び様式集、契約書（案））の公表	令和5年9月8日
資料貸与	令和5年9月11～25日
募集要項等に関する質問の受付（締切）	令和5年9月29日
募集要項等に関する質問への回答の公表	令和5年10月20日
応募資格審査書類の受付（締切）	令和5年10月27日
応募資格審査通知の送付	令和5年11月10～17日
提案書類の受付（参考見積書及び技術提案書の受付）（締切）	令和5年12月8日
技術提案書等に関するプレゼンテーションの詳細通知（末日）	令和5年12月22日
技術提案書等に関するプレゼンテーション	令和6年1月中旬
事業者選定結果公表	令和6年2月上旬
基本協定締結	令和6年2月下旬
設計委託契約締結	令和6年3月下旬
工事請負契約締結（提案内容に基づく）	令和7年5月

3.2 応募者の構成

- (1) 応募者には、設計企業、管材企業、地元建設企業を含むものとする。
- (2) 設計企業、地元建設企業はそれぞれ一企業とすることも、複数企業の共同とすることも可能とするが、同一企業が設計企業、地元建設企業を兼ねることはできない。なお、応募者の構成員は他の応募者の構成員となることはできない。
- (3) 構成員から協力企業への再委託、下請を可とする。協力企業については、地元建設企業の育成、及び地域経済への貢献の観点から、可能な限り地元建設企業を活用するように配慮するものとし、地元管工事企業を少なくとも一企業配置すること。

なお、各企業に必要な資格要件は、第4章 応募者の備えるべき応募資格による。

3.3 事業スキーム

本事業の事業スキームは、図 3-1 に示すとおりとする。

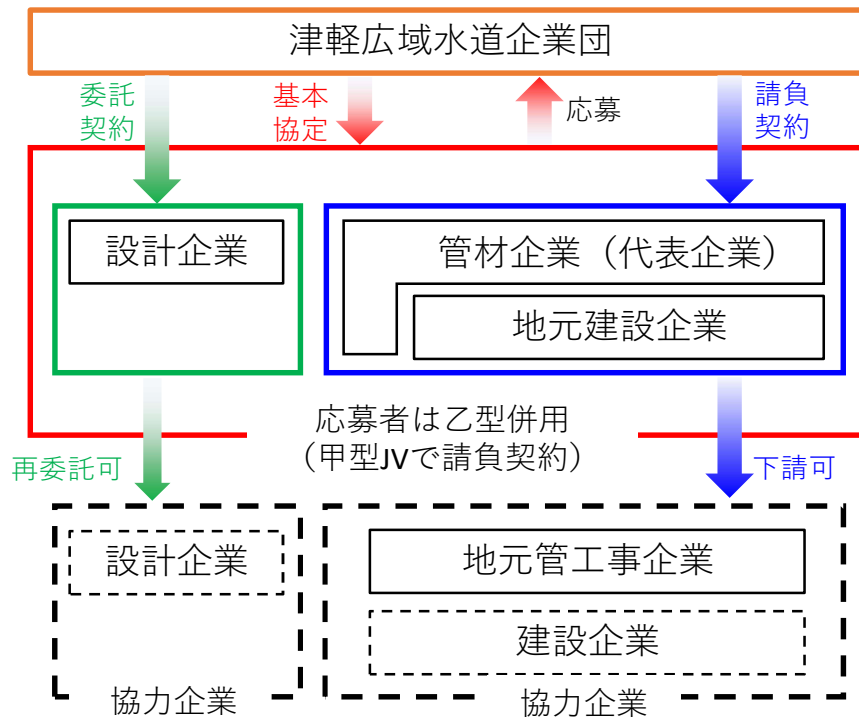


図 3-1 事業スキーム

3.4 プロポーザル応募に関する手続き

(1) 募集要項等に関する質問の受付・回答

1) 質問の受付

募集要項等に関する質問は以下のとおり受け付ける。

受付期間	募集要項等の公表から令和5年9月29日（金）午後4時まで
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。 なお、送信者は電子メールの送信後、企業団に対し、受付期間中の平日午前9時から正午又は午後1時から午後5時までの間に、送信確認の電話連絡を行うものとする。
質問書の様式	質問書様式1～7「募集要項等質問様式」に記入のうえ、添付ファイル（Excel形式）として電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【導水管路耐震化（二重化）事業に関する質問】とすること。
提出先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先	3.6 に記載の窓口

2) 資料貸与

① 貸与日

令和5年9月11日から令和5年9月25日まで

（平日午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで）

② 貸与資料

貸与資料は、以下に示すとおりである。

No.	調査名称	調査年度	調査機関
1	第単委3-2号 導水管路耐震化（二重化）基本設計業務委託 報告書（管路基本設計）	令和4年度	株式会社日水コン
2	第単委3-2号 導水管路耐震化（二重化）基本設計業務委託 参考資料	令和4年度	株式会社日水コン
3	・第単委3-2号 導水管路耐震化（二重化）基本設計業務委託 仮設計画（参考資料） ・既設導管路管路図（参考資料）	令和4年度 —	株式会社日水コン 津軽広域水道企業団

③ 申請先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先

3.6 に記載の窓口

④ 貸与方法

電子メールによる資料貸与申請書（様式1）の提出

なお、送信者は電子メールの送信後、企業団に対し、申請期間中の平日午前9時から正午又は午後1時から午後5時までの間に、送信確認の電話連絡を行うものとする。

⑤ 注意事項

- (ア) 資料媒体は電子データ（DVD-R）とする。
- (イ) 貸与日時については、申請者に別途通知する。
- (ウ) 同一社内異なる部署からの申請がないように、事前に社内で申請状況を確認すること。
- (エ) 資料貸与時の質疑は受け付けない。
- (オ) 資料貸与時に、守秘義務の遵守に関する誓約書（様式2）の原本を提出すること。
- (カ) 貸与資料は、本事業に係る技術提案や応募を検討することを目的とした参考資料であり、本事業の条件、範囲、数量、その他契約事項を規定するものではない。

3) 質問の回答

質問に対する回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと企業団が認めたものを除き、下記要領にて公表する（電話や窓口等での直接回答は行わない）。

公表日（予定）	令和5年10月20日（金）
ホームページアドレス	https://www.tusui.jp/tsugaru/contract/proposal

(2) 応募資格審査書類の受付

応募者は、受付期間内に応募資格審査書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和5年10月23日（月）～令和5年10月27日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
提出場所	3.6 に記載の窓口
提出方法	持参すること。
提出書類	5.1 応募資格審査書類の「【様式I】応募資格審査に関する提出書類」

(3) 応募資格審査の通知の送付

応募資格審査の通知は、以下のとおり実施する。

送付期間	令和5年11月10日（金）～令和5年11月17日（金）
送付先	代表企業に送付する。

(4) 提案書類の受付

応募者は、受付期間内に提案書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和5年12月4日（月）～令和5年12月8日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
提出場所	3.6 に記載の窓口
提出方法	持参すること。
提出書類	5.2 提案書類の「【様式III】提案書類審査に関する提出書類」 5.2 提案書類の「【様式IV】技術提案書」

(5) プロポーザル応募辞退届の受付

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者が、プロポーザル応募を辞退する場合は、受付期間内にプロポーザル応募辞退届を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和5年12月4日(月)～令和5年12月8日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
提出場所	3.6 に記載の窓口
提出方法	持参すること。
提出書類	5.1 応募資格審査書類の「【様式Ⅱ】辞退届」

(6) プレゼンテーションの実施

企業団は、基礎審査等を通じた応募者に対し、令和6年1月中旬に提案書類の内容に関するプレゼンテーションを行い、ヒアリング等を実施する。

詳細については、該当する応募者の代表企業に令和5年12月22日(金)までに通知する。

3.5 プロポーザル応募に関する留意事項

(1) 募集要項の承諾

応募者は提案書類の提出をもって、募集要項及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、企業団が本事業の公表及び企業団が必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者に決定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。

ただし、企業団に提出された資料は、津軽広域水道企業団情報公開条例に基づき、公開することができる。

(5) 募集要項の承諾

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

(6) 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

(7) 提示資料の取扱い

企業団が提示する資料は、プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

(8) プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

- 1) 募集要項に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出した書類
- 2) 事業名及び見積金額のない書類

- 3) 代表企業名、構成企業名及び押印のない又は不明瞭な書類
 - 4) 事業名に誤りのある書類
 - 5) 見積金額の記載が不明瞭な書類
 - 6) 見積金額を訂正した書類
 - 7) 一つの応募について同一の者がした二以上の提案を行った書類
 - 8) 提案書類の受付期間締切までに企業団担当窓口へ到達しなかった書類
 - 9) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した書類
 - 10) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した書類
- (9) 応募者が1者のみであった場合の取扱い
本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、「第6章 事業者の選定方法」に示す手順に基づき、応募者の審査を行い、最優秀提案者として選定することの可否を決定する。
- (10) 必要事項の通知
募集要項等に定めるもののほか、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

3.6 担当窓口

手続きについての企業団の担当窓口を以下のとおり定める。

【提出先等】

津軽広域水道企業団津軽事業部工務課	
〒036-0342 青森県黒石市大字石名坂字姥懐2番地	
(電話番号)	0172-88-7883 (工務課直通)
(電子メール)	tugaru@tusui.jp

第4章 応募者の備えるべき応募資格要件

応募者の構成企業の資格要件は次のとおりとする。

4.1 応募者に共通する資格条件

(1) 応募者に共通する資格条件

- 1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に規定する事実があったと認められる者にあつては、その事実があった後3年が経過していること。
- 3) 応募資格審査書類提出日から基本協定締結の時までの間に、企業長の指名停止の措置を受けていないこと。
- 4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- 5) 役員（役員として登記され、又は届け出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- 6) 各配置技術者については、正当な理由があり、かつ同レベルの技術者等を用意できる場合については、事業期間中の変更を認めるものとする。

4.2 設計企業の資格条件

設計企業は次の（1）から（4）までの条件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 募集要項等公表日現在において、津軽広域水道企業団有資格業者名簿に業種名称「上水道及び工業用水道」、格付「A」で掲載されている本社・本店、支社・支店、営業所等を青森県内に有していること。
- (2) 建設コンサルタント登録規程（国土交通省告示）に基づく、「上水道及び工業用水道」部門の登録を受けていること。
- (3) 平成24年度以降に元請として水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した、上水道の口径500ミリ以上の導水管路又は送水管路若しくは配水管路における詳細設計業務完了実績を有していること。
- (4) 次の要件を満たす技術者をそれぞれ配置できること。ただし、同一の技術者が1)と2)を兼務することはできない。
 - 1) 管理技術者
技術士（総合技術監理部門【上水道及び工業用水道】又は上下水道部門【上水道及び工業用水道】）の資格を有する者で、当該設計企業と直接的な雇用関係にある者。（応募資格審査書類提出日において、連続して3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。）
 - 2) 照査技術者
技術士（総合技術監理部門【上水道及び工業用水道】）又は水道管路施設管理技士（1級）の資格を有する者で、当該設計企業と直接的な雇用関係にある者。（応募資格審査書類提出日において、連続して3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。）

4.3 管材企業（代表企業）の資格条件

管材企業は次の（１）から（６）までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- （１） 建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ。）第3条の規定に基づく「土木一式工事」又は「水道施設工事」に係る「特定建設業」の許可を受けていること。
- （２） 募集要項等公表日現在において、津軽広域水道企業団建設業者等級名簿に業種名称「土木一式工事」又は「水道施設工事」で掲載されていること。
- （３） 国内で水道用ダクタイル鋳鉄管（直管類）を製造している企業であること。なお、グループ企業に国内で水道用ダクタイル鋳鉄管（直管類）を製造している企業がある場合も可能とする。
- （４） 平成24年度以降に元請として水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した、上水道の管路DB事業の完工実績を有していること。
- （５） 「土木一式工事」又は「水道施設工事」に係る管理技術者の資格を有する者で、当該管材企業と直接的な雇用関係にある者を選任で配置できること。ただし、工事請負契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。
- （６） 設計施工の事業期間を通じて設計から施工に至る業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置すること。また統括責任者は、企業団との統括的な連絡窓口となるが、現場常駐義務はなく、設計施工期間における事業進捗に応じて、企業団の承諾を得た上で、主な連絡窓口を別に定めてもよい。なお、統括責任者は監理技術者を兼ねることができる。

4.4 地元建設企業の資格条件

地元建設企業は次の（１）から（２）までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- （１） 建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ。）第3条の規定に基づく「土木一式工事」に係る「特定建設業」の許可を受けていること。
- （２） 募集要項等公表日現在において、津軽広域水道企業団建設業者等級名簿に業種名称「土木一式工事」、格付「特A」、総合点「900点以上」で掲載されており、本社・本店を企業団の供給区域内に有していること。

4.5 応募者の制限

以下の（１）（２）に該当する者は、応募者となることはできない。

- （１） 本事業のアドバイザー業務に関わっている者
 - 1) 株式会社日水コン
 - 2) 虎ノ門南法律事務所
- （２） アドバイザー業務に関わっている者と関連がある者
 - 1) 当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
 - 2) 代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている者。地方自治法施行令第167条の4第2項各号に規定する事実があったと認められる者にあつては、その事実があった後3年が経過していること。

4.6 協力企業のうち地元管工事企業の資格条件

地元管工事企業は次の（１）から（３）までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- （１） 建設業法第３条の規定に基づく「管工事」又は「水道施設工事」に係る「一般建設業若しくは特定建設業」の許可を受けていること。
- （２） 募集要項等公表日現在において、津軽広域水道企業団建設業者等級名簿に業種名称「管工事」又は「水道施設工事」で掲載されている本社・本店を企業団の供給区域内に有していること。
- （３） 平成 24 年度以降に元請けとして水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した、水道用ダクティル鑄鉄管の布設工事の実績を有すること。

4.7 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成企業が、応募資格要件確認基準日の翌日から事業者決定日までの間、4.1～4.6に記載されている資格要件を喪失した場合又は、応募資格書類に虚偽の記載をした場合は、以下の取扱いとする。

- （１） 代表企業が資格要件を喪失した場合
代表企業が資格要件を喪失した場合、応募者を失格とする。
- （２） 構成企業が資格要件を喪失した場合
代表企業以外の構成企業が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成企業を除外し、当該構成企業が受注する予定であった業務について、新たに企業団へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を認める。

第5章 プロポーザル応募時の提出書類

プロポーザル応募時に提出する書類は、下表のとおりとする。詳細は、提出書類作成要領及び様式集を参照のこと。

5.1 応募資格審査書類

提出書類	様式
【様式Ⅰ】 応募資格審査に関する提出書類	
・ 応募資格審査書類一覧表	様式Ⅰ－１
・ 参加表明書、応募者の構成企業一覧表	様式Ⅰ－２
・ 資格審査申請書	様式Ⅰ－３
・ 設計企業の応募資格要件に関する書類	様式Ⅰ－４
・ 設計実績（設計企業）	様式Ⅰ－４－１
・ 配置予定技術者の資格（設計企業）	様式Ⅰ－４－２
・ 管材企業の応募資格要件に関する書類	様式Ⅰ－５
・ 完工実績（管材企業）	様式Ⅰ－５－１
・ 配置予定技術者の資格（管材企業）	様式Ⅰ－５－２
・ 地元建設企業の応募資格要件に関する書類	様式Ⅰ－６
・ 協力企業のうち地元管工事企業の応募資格要件に関する書類	様式Ⅰ－７
・ 完工実績（協力企業のうち地元管工事企業）	様式Ⅰ－７－１
・ プロポーザル応募者構成表及び役割分担表	様式Ⅰ－８
・ 委任状（応募者の各構成企業の代表者から代表企業の代表者への委任状）	様式Ⅰ－９
・ 会社概要書及び定款（代表企業、構成企業）	－
【様式Ⅱ】 辞退届	
・ プロポーザル応募辞退届	様式Ⅱ－１

5.2 提案書類

提出書類	様式
【様式Ⅲ】 提案書類審査に関する提出書類	
・ 提案書類提出一覧表	様式Ⅲ－1
・ 提案書類提出書	様式Ⅲ－2
・ 見積書	様式Ⅲ－3
・ 見積金額計算書	様式Ⅲ－4
【様式Ⅳ】 技術提案書	
・ 設計企業の実績一覧	様式Ⅳ－1
・ 管材企業の実績一覧	様式Ⅳ－2
・ 地元建設企業の実績一覧	様式Ⅳ－3
・ 配置予定技術者の実績一覧	様式Ⅳ－4
・ 実務実施方針	様式Ⅳ－5
・ 実務実施体制	様式Ⅳ－6
・ 調査・設計計画	様式Ⅳ－7
・ 施工計画	様式Ⅳ－8
・ 管材調達計画	様式Ⅳ－9
・ 工事の確実性に関する事項	様式Ⅳ－10
・ 維持管理に関する事項	様式Ⅳ－11
・ 設計・施工・工期等に関するその他事項	様式Ⅳ－12
・ 環境配慮に関する事項	様式Ⅳ－13
・ 地域貢献に関する事項	様式Ⅳ－14
・ 課題解決能力に関する事項	様式Ⅳ－15

第6章 事業者の選定方法

6.1 応募資格の審査

(1) 応募資格審査書類の審査

企業団は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。書類不備の場合は失格とする。ただし軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

(2) 応募資格要件の審査

企業団は、応募者が募集要項に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、以下のとおりとする。

審査事項	審査内容
応募資格要件	募集要項「第4章 応募者の備えるべき応募資格要件」の各項目

(3) 応募資格審査結果の通知

企業団は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

6.2 提案書類の確認

企業団は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。ただし、軽微な書類不備等の場合はこの限りではないが、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

6.3 提案価格・基礎審査

(1) 提案価格審査

企業団は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時において価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

(2) 基礎審査

企業団は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

(3) 結果の通知

企業団は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程を応募者に伝える。

6.4 審査委員会

企業団は、事業者の審査に際して、外部有識者等で構成する「導水管路耐震化（二重化）事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置する。審査委員会は、提案内容審査における事業者選定基準や募集要項の事業者選定に関する書類の検討を行うほか、事業者選定における以降に示す事項を実施する。

6.5 プレゼンテーションの実施

提案価格審査及び基礎審査後、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒア

リングを行う。

6.6 提案内容の審査

応募者が提出した提案内容に対して、審査項目及び配点に基づき得点化を実施する。
詳細については、「事業者選定基準」に示す。

6.7 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点と同点の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、技術評価点のうち「設計・施工・工期等に関する提案」が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

なお、以上により優劣が決定できない場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。その際の順番は提出書類の受付順とする。

6.8 優先交渉権者の決定

企業団は、審査委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。

ただし、本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、優先交渉権者のみを決定する。

6.9 審査結果の通知及び公表

企業団は、審査委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、企業団ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

また、各応募者の総合評価点の算定結果は公表するが、優先交渉権者の代表企業及び構成企業の名称は公表し、それ以外の応募者は代表企業のみ名称を公表し、構成企業は非公表とする。

なお、優先交渉権者にならなかった応募者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に企業団へ説明を求めることができる。

第7章 企業団と事業者の責任分担

7.1 基本的考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、そのリスクを最も良く管理できる者が該当リスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。この考え方より、設計及び施工に関するリスクは、原則として事業者が負担する。ただし、事業者が負うことが適当でない部分については、企業団がリスクを負う。

7.2 予想されるリスクと責任分担

本事業で予想されるリスクについて、企業団と事業者の分担を以下に示す。詳細については、設計委託契約書（案）及び工事請負契約書（案）に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

表 7-1 リスク分担 (1/2)

リスクの種類	No.	説明	担当	
			企業団	事業者
構想・計画リスク	1	企業団の施策変更による事業への影響（変更・中断・中止など）	○	
入札説明書リスク	2	募集要項の誤り、内容の変更による事業への影響	○	
許認可リスク	3	企業団が取得すべき許認可の遅延による事業への影響	○	
	4	事業者が取得すべき許認可の遅延による事業への影響		○
法制度リスク	5	法制度・許認可の新設・変更による事業への影響	○	
税制変更リスク	6	法人税率等、法人の利益にかかる税制度の変更による事業への影響		○
	7	その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更による事業への影響	○	
物価変動リスク	8	人件費及び資機材の物価上昇に伴う費用及び価格高騰	○	
住民対応リスク	9	事業の実施に関する住民反対運動等への対応	○	
	10	事業者が行う業務（調査、工事等）に対する住民反対運動等への対応		○
環境問題リスク	11	企業団が行う業務に起因する環境の悪化	○	
	12	事業者が行う業務（調査、工事等）に起因する環境の悪化		○
第三者賠償リスク	13	企業団の責に帰すべき事業期間中の事故の賠償（企業団の指示による事故発生の場合など）	○	
	14	事業者の責任に帰すべき事業期間中の事故の賠償		○
安全確保リスク	15	調査、工事等における安全管理の実施		○
保険リスク	16	設計・工事段階のリスクをカバーする保険の加入		○
構成員・協力企業リスク	17	構成員及び協力企業の能力不足等による事業の悪化		○
債務不履行リスク	18	企業団の責に帰すべき事由による事業の中止・延期	○	
	19	事業者の事由による事業の中止・延期		○
不可抗力リスク	20	戦争、暴動等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関する事業への影響	○	
	21	台風、風水害等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関する事業への影響	○	
	22	地震による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関する事業への影響	○	

表 7-2 リスク分担 (2/2)

リスクの種類	No.	説明	担当	
			企業団	事業者
契約リスク	23	企業団の責に帰すべき事由によって契約が締結できないリスク	○	
	24	事業者の責に帰すべき事由によって契約が締結できないリスク		○
発注者責任リスク	25	工事請負契約の締結に関する責任	○	
	26	工事請負契約の内容に関する責任	○	
	27	工事請負契約の内容変更を行う際の対応者	○	
	28	設計委託請負契約の締結に関する責任	○	
	29	設計委託請負契約の内容に関する責任	○	
	30	設計委託請負契約の内容変更を行う際の対応者	○	
測量・調査リスク	31	企業団が実施した測量・調査の不足による事業への影響	○	
	32	事業者が実施した測量・調査の不足による事業への影響		○
地中埋設物リスク	33	上下水道管路等の地中埋設物の損傷（既存資料及び調査から把握・想定可能なもの）		○
	34	上記以外の天災等による企業団と事業者の両者の責に帰することができないこと	○	
設計リスク	35	企業団の事由による設計などの完了遅延・設計費の増大	○	
	36	事業者の事由による設計の完了遅延・設計費の増大		○
工事遅延・未完成リスク	37	企業団の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大	○	
	38	事業者の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大		○
環境汚染物質リスク	39	工事に伴うアスベストなど環境汚染物質の発見・対応における事業への影響（費用の増大・遅延など）	○	
性能リスク	40	要求性能が不適合（施工不良を含む）であった際の対応		○
引渡前損害リスク	41	引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害等		○

第8章 契約に関する事項

8.1 契約手続き

(1) 契約の条件

優先交渉権者と企業団は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書（案）の内容について提案書類提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意、契約締結を行う。

(2) 契約の解除

優先交渉権者が4.7「応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い」に該当し、応募資格要件を喪失した場合は、企業団は優秀提案者として次点交渉権者に決定した応募者と契約交渉を行う。ただし、4.7.(2)「構成企業が資格要件を喪失した場合」において、新たに企業団へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を企業団が認めた場合は、この限りではない。

8.2 契約の枠組み

(1) 事業契約の概要

事業者は、はじめに、提案書類に示す設計額（提案設計価格）に基づき、設計委託契約を企業団と締結する。ただし、詳細設計期間中に不可抗力により発生した変更については、変更契約の対象とする。

詳細設計の全部又は一部の完成後、提案書類に示す工事額（提案工事価格）と見積上限価格との率（請負率）を踏まえた実施設計工事額に基づき、原則工区ごとに工事請負契約を企業団と締結する。原則工区ごとの契約とするため、工区数に応じた契約本数となることが基本であるが、事業者提案により複数工区を一括して工事請負契約を締結することは可能とする。

(2) 対象者

契約の対象者は、以下のとおりとする。

項目	対象者
基本協定	応募者
設計委託契約	設計企業
工事請負契約	管材企業（代表企業）、地元建設企業によるJV

(3) 締結時期及び契約期間

項目	予定
基本協定締結	令和6年2月下旬
設計委託契約締結	令和6年3月下旬
工事請負契約締結	令和7年5月（提案による）
設計委託契約期間	契約日の翌日から令和9年3月 （事業者提案により短縮可能）
工事請負契約期間	契約日の翌日から令和13年3月 （事業者提案により短縮可能）

8.3 契約保証金

設計委託契約書及び工事請負契約書に基づくものとする。

第9章 対価の支払い

9.1 費用の構成

費用の構成は以下に示すとおりである。

項 目		該当する業務
設計	調査費	調査業務
	設計費	詳細設計業務
		各種申請等の補助業務
工事	工事費	工事業務
		各種許認可等の申請業務
		家屋調査業務
		出来高精算業務

9.2 費用の調達

設計及び工事に要する費用は、企業団が調達するものとする。

9.3 費用の支払方法

設計・工事等に要する費用は、各契約書に基づき支払うものとする。

なお、現地点での支払可能額については、次の額を設定している。

- ・令和5年度 : 金 0円
- ・令和6年度 : 金 49,742,000円 (設計出来高想定額)
- ・令和7年度 : 金 905,657,000円 (設計・工事出来高等想定額)
- ・令和8年度 : 金 867,960,000円 (工事出来高等想定額)
- ・令和9年度 : 金 1,143,940,000円 (工事出来高等想定額)
- ・令和10年度 : 金 792,068,000円 (工事出来高等想定額)
- ・令和11年度 : 金 792,068,000円 (工事出来高等想定額)
- ・令和12年度 : 金 726,981,000円 (完成払想定額)

9.4 物価変動による設計及び工事費の変更

- (1) 各種契約書に基づき協議するものとする。
- (2) 事業期間内に法令等の制定又は改廃によりスライド額の基準が変更となった場合、企業団と事業者が協議して対応を定めるものとする。

9.5 プロフィットシェア

- (1) 本事業は事業開始後もコスト縮減の提案促進を図るため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。
- (2) プロポーザル時の工事価格提案金額より、最終工区精算設計時の全工区の精算金額合計が下回った場合、事業者より提案された事業者の企業努力や新技術導入等に基づく、コスト縮減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、コスト縮減分を企業団と事業者でシェアする。

※シェア額：コスト縮減分×5/10（コスト縮減分は相当する経費を含む）

- (3) 詳細設計時に数量等が自然減となった場合や、リスク分担表に記載されている内容に起因する事業費減が発生した場合、及び道路管理者等の指示や物価上昇等、受注者の責によらないものによる増額分については、プロフィットシェアの対象外とする。
- (4) 上記（2）と（3）が混在する場合には別途協議とし、プロフィットシェア対象金額を双方合意の上、確定する。
- (5) プロフィットシェアとして確定した金額については、最終工区の精算設計内において一般管理費の中に「VE 管理費」として別途計上する。

全体平面図

別紙1 計画布設ルート図

雨水管渠敷設強化（二期化）概要	
二期化箇所	延長約 1.5km
管渠径	φ1,000
管渠材質	FRP製
管渠敷設時期	令和5年度
管渠敷設区画	図面参照
管渠敷設区画	図面参照
管渠敷設区画	図面参照
管渠敷設区画	図面参照
管渠敷設区画	図面参照

総合浄水場

津村立地水産企業団

